

消防予備隊



隊長 長田康弘さん



副隊長 伊藤正敏さん

消防予備隊を紹介します

消防予備隊とは、消防団の任期を終えた団員で構成され、機能別消防団に位置付けられます。

大災害時など、通常の消防団員だけでは十分な対 応が取れない場合には豊富な経験を生かし、活躍し ます。

消防予備隊の任務

機能別消防団として位置付けられる消防予備隊の任務は、市消防団規則で規定されています。

- 1 大規模災害発生時における生命、身体および財産の救護活動
- 2自主防災組織の指導
- 3火災予防活動
- 4その他団長(隊長)が認めること

また、消防予備隊各分隊には小型動力ポンプ軽積 載車が配備されています。有事の際には迅速に対応 できるよう、常日ごろから点検整備を行っています。





町をきれいに クリンピー情報局

問合せ 環境課ごみ減量係

ごみの集積所のみならず、道路や河川敷などへの 不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は景観を損ね ることはもちろん、水質や土壌の汚染など環境への 影響も心配されます。

また、不法投棄されたものの処理費用は貴重な税金から負担することとなります。「自分さえ良ければ」とマナーを欠いた身勝手な行動が、皆さんに迷惑を掛けることになります。

家電リサイクル4品目は正しく処分

不法投棄が多いのが、家電リサイクル法対象の4品目(テレビ、洗濯機・乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)です。これらは市のごみステーションおよびクリーンセンター衣浦では処分できません。郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ搬入するか、家電販売店や廃棄物処理業者に引き取るように依頼しましょう。

ごみのポイ捨て

空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻をポイ捨てすることも「不法投棄」です。安易な気持ちでごみをポイ捨てすることは、皆さんの迷惑になります。マナーを守って、まちの環境美化を進めましょう。

土地の所有者のみなさんへのお願い

管理が行き届かない土地は不法投棄をされやすく なります。定期的に除草や清掃をするなど、不法投 棄をされにくい環境を整えるようにしましょう。

不法投棄には重い罰則があります

不法投棄には懲役5年以下もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。だれかが片付けるだろうと軽い気持ちで捨てても、とても厳しい罰則が科せられます。



△不法投棄されたごみ